

鳴沢村老朽空家除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等の所有者等による適正管理の原則の下、所有者が自発的に老朽空家の除却を行うことで2次的な被害を未然に防止し、あわせて良好な跡地の利活用による移住及び定住の促進に資するため、著しく老朽化し、居住の用に適さなくなった空家の除却を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第2条第1項に規定する空家等をいう
- (2) 老朽空家 空家等のうち、建築物であつて、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅に該当するものをいう
- (3) 除却 解体、撤去及び処分を行う工事をいう

(補助対象空家)

第3条 補助の対象となる空家(以下「補助対象空家」という。)は、老朽空家のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 村内に存する住宅で個人が所有するもので、過去に連続して5年以上生活の本拠として常用された実績のあるもの。ただし、併用住宅(住宅のうち、居住の用に供さない部分を有する建築物をいう。)については、延べ床面積の過半を居住の用に供するものに限る。
- (2) 所有権以外の権利が登記されていないもの(当該権利の権利者が補助対象空家の除却について同意している場合を除く。)
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないもの
- (4) 空家法第2条第2項に規定する特定空家等でないもの

(補助対象外空家)

第4条 補助の対象とならない空家（以下「補助対象外空家」という。）は、老朽空家のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受ける目的で、意図的に管理を放棄したと認められるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が適当でないとしたとき。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空家の所有者として登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産評価証明書）に登録されている者
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 裁判所が選任する財産管理人、成年後見人その他の補助対象空家を処分する権限を有する者

2 前項の補助対象者のうち、補助対象空家の所有者又は相続人が複数人いる場合は、それらの者全ての同意を得た代表者1人を補助対象者とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とならない。

- (1) 世帯に属する者が、村税その他村に対する納付金を滞納している者
- (2) 鳴沢村暴力団排除条例（平成24年鳴沢村条例第9号）第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者

（補助対象工事）

第6条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空家の除却に係る工事であって、敷地内にある建築物、工作物、立木、地下埋設物、動産等の全てを除却し、更地にするもの。（土砂の崩壊の抑止又は法面保護のために設けられた擁壁等で、除却することにより周辺環境の保全に有害となるおそれのあるものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する除却は、補助対象工事とならない。

(1) 補助金の交付が決定する前に着手した除却（緊急を要する状況にあるため事前に届け出た場合を除く。）

(2) 他の制度による補助金等の交付を受けようとする除却
(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）であつて、次の各号に該当する経費を除いたものとする。

(1) 補助対象空家以外の建築物の除却に要する経費

(2) 立木、舗装その他土地に定着する工作物の除却に要する経費

(3) 家財道具、機械、車両その他の動産の除却に要する経費

(4) 地下埋設物（浄化槽、給排水管等の補助対象空家と一体的な設備を除く。）の除却に要する経費

(5) その他村長が補助の対象にしないと認める経費
(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除却工事着手前に鳴沢村老朽空家除却事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 現況写真

(3) 補助対象工事に係る見積書の写し（補助対象とならない経費を含む場合は、その区分が明確なもの）

(4) 補助対象空家の登記事項証明書（未登記家屋の場合は、固定資産評価証明書）

(5) 補助対象空家に所有権以外の権利が登記されている場合又は補助対象空家の

所有者若しくは相続人が複数人いる場合は、申請者以外の全員の除却工事同意書
(様式第2号)

(6) 相続人による申請の場合は、相続人であることが確認できる書類(戸籍謄本等)

(7) 申請者が第4条第1項第3号に規定する財産管理人等である場合は、補助対象空家を処分する権限を有する者であることが確認できる書類

(8) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、鳴沢村老朽空家除却事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の変更又は中止)

第11条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた後において、補助対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに鳴沢村老朽空家除却事業費補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて、村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の規定により補助対象工事の内容の変更又は中止の承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、鳴沢村老朽空家除却事業費補助金変更(中止)承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

3 前項に規定する村長の承認を受けずに補助対象工事の内容を変更し、補助対象経費が増加した場合における当該増加分の経費は、補助対象外とする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、補助対象工事が完了した日から30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、鳴沢村老朽空家除却事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事の請求書の写し
- (3) 補助対象工事の支払が確認できる書類の写し
- (4) 現況写真（施工前、施工中、施工後の状況その他の工事の内容が確認できるもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 村長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、鳴沢村老朽空家除却事業費補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に鳴沢村老朽空家除却事業費補助金交付請求書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、申請者が工事の契約を締結した施工業者に委任する場合（以下「受領委任払」という。）は、鳴沢村老朽空家除却事業費補助金受領委任払請求書（様式第9号）によるものとする。

2 村長は、前項に規定する補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。この場合において、受領委任払により工事の契約を締結した施工業者に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

（補助金の取消し等）

第15条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他関係する法令等に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めたとき。

（書類の整理等）

第16条 交付決定者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(跡地の管理)

第17条 この要綱による補助金の交付を受けて補助対象空家を除却した者は、雑草の繁茂等により周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、跡地の適正管理に努めなければならない。

2 この要綱による補助金の交付を受けて除却した跡地は、鳴沢村空家・空地バンクに登録しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。